

平成 28 年度における独立行政法人統計センターの 中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人統計センター

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 28 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 28 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

平成 28 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者（官公需法第 2 条に規定する中小企業者をいう。以下同じ）向け契約の金額が 22.03 億円、比率が 60.2%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率については、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で、26 年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。」と定められているが、平成 26 年度における統計センターと新規中小企業者との官公需契約実績がなかった（注）ことから、平成 27 年度の官公需契約実績を基準とし、平成 28 年度から 29 年度までの 2 年間は、前年度の実績額（調達の規模の大きいもの、周期的に実施される調査に係るものは除く。）を上回る水準となるよう努めるものとする。

（注） 独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）に登録された新規中小企業者の範囲で調査。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

統計センターは、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

- (1) 中小企業・小規模事業者の参加の拡大を図るため、物件等であって、一般競争入札に関連する情報やそれらに係る落札結果等に関する情報、及び、発注計画に関する情報をホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- (2) 物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、「官公需相談窓口」を設置し、調達担当職員は、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な助言に努めるものとする。

3 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、調達事務の効率を踏まえ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないと判断することができるときは、必要に応じて分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割するなどの分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

4 適正な納期・工期、納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとするほか、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

5 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成する。

また、技術点の評価項目設定において、契約の履行確保に支障がない限り、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

6 調達における下位等級者の参加の推進

一般競争入札の競争参加資格の設定に際しては、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

7 中小企業・小規模事業者等の積極的活用

少額の契約であって随意契約を行う際には、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めることとする。

8 ダンピング受注の防止等

一般競争入札における入札説明においては、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

9 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）等の関係法令を遵守するものとする。

第 3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

新規中小企業者及び組合の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう評価項目の設定に配慮するものとする。

また、少額の契約であって随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」の情報などを活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めものとする。

(3) ここから調達サイトの活用による調達の推進

ここから調達サイトを十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合については、受注機会の増大に努めるものとする。

第4 中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、統計センターの全ての部署の契約に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者・小規模事業者の受注機会の増大のため、統計センター財務課長は、第1の契約目標達成に向けて、実績の向上を図り、必要に応じて契約状況の現状分析を行い、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

附則

本方針の公表

官公需法第5条第3号の規定に基づき、本方針は速やかに公表する。